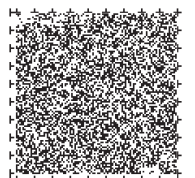
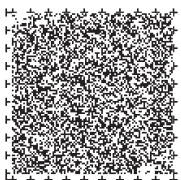


## 心のバリアフリー編





# 心のバリアフリーに向けた取組の基本的考え方

## ■心のバリアフリーを取り巻く現状

都は、これまで、福祉のまちづくり条例を制定し、条例に基づく基本計画である福祉のまちづくり推進計画を策定して、様々な取組を推進してきました。その結果、鉄道駅におけるエレベーター整備等による段差解消、だれでもトイレ（※2）の整備、ノンステップバス車両の普及など、ハード面のバリアフリー化の進捗状況は全国を上回るなど、着実に進展している状況です。

しかし、その一方で、例えば、だれでもトイレや障害者用の駐車スペース、鉄道やバスの優先席が適正に使用されず、本来必要としている人が使えない等の事例も見られます。また、都の調査では、「障害者と付き合う中で戸惑ったり悩んだりする経験がある」と回答した人が6割を超えており、外出時に困っている人を見かけても「手助けをしいいものかどうかわからなかった」ため、「何もしなかった」と回答した人が一定程度見られました。

図1 障害者と付き合う中で、戸惑ったり悩んだりした経験



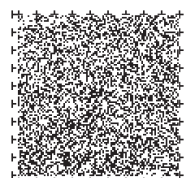
資料：東京都福祉保健局「インターネット福祉保健モニターアンケート『障害及び障害のある方への理解』について」（平成26年）

図2 外出時に困っている人を見かけたときの行動



資料：東京都福祉保健局「平成23年度東京都福祉保健基礎調査」

（※2）だれでもトイレ・・・ 都における、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が円滑に利用することのできる便房（個室）の呼称。



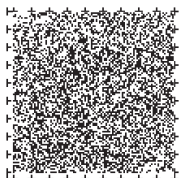


表1 困っている人を見かけたときに何もしなかった理由

回答	割合
手助けをしていいものかどうかわからなかった	35.4%
忙しかった、急いでいた	12.6%
他の人が手助けすると思った	8.7%
自分も困っていて、他の人を手助けできる状況ではなかった	7.5%
照れや恥ずかしい気持ちがあった	6.1%
手助けの方法がわからなかった	6.1%
自分一人では無理だと思った	6.1%
手助けしたくなかった	1.2%
その他	8.7%

資料：東京都福祉保健局「平成23年度東京都福祉保健基礎調査」

## ■心のバリアフリーに向けた取組で目指すこと

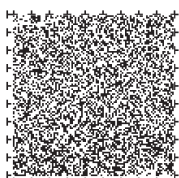
社会には多様な人が存在し、その中には様々なバリアにより社会参加が困難な人がいますが、性別や年齢、障害等に応じた適切な配慮が行われることにより、バリアが取り除かれ、平等に社会参加できる機会が確保されます。

「障害者の権利に関する条約」においては、障害者の社会参加は権利であるとの考え方が示されており、これを踏まえ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供を求めています。

バリアを取り除くためには、施設や設備などのハード面や、多様な手段による情報提供などの情報面の環境整備を基本としつつ、それに加えて、困っているときは、お互いに支え合おうとする人々の配慮や気遣いが必要です。

心のバリアフリーに向けた取組の目的は、都民や事業者等がこのことを理解し、自ら実践できるようにすることです。それぞれのニーズに応じた適切な配慮について正しく理解し、実践するためには、当事者も参加し、直接意見を交わす機会を設けることが重要です。

障害者や外国人等を含め、多くの人々が東京を訪れる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据えながら、行政や事業者が、こうした取組を継続的に実施することで、「だれもが、相互に多様な人々を尊重することや思いやることができ、まちなかで困っている人を見かけたときに、自然に気遣い、声をかけ、みんなで協力して手助けができるとともに、困っている人からも手助けを求めやすい社会」を目指していきます。



## 取組の方向性

心のバリアフリーに向けた具体的な取組は、目的や働きかける対象により様々です。

本ガイドラインでは、現在、区市町村等において実施されている取組の中から、目的別に対象を小学生・中学生、地域住民、事業者等、5つに分けて紹介しています。

これらの取組は、単独で実施するだけでなく、複数を組み合わせることで、幅広い方々への普及啓発が可能になるほか、高校生・大学生や高齢者などその他の対象者への普及にも活用できるので、各地域や事業者の皆様の実情・目的などに応じて参考にしてください。

### ■紹介する取組

取組の目的	取組内容
小学生・中学生への普及	子供へのユニバーサルデザイン教育
地域住民への普及	地域住民を対象としたユニバーサルデザインワークショップ等
行政への住民参加	福祉のまちづくりサポーター等の養成
事業者への普及	事業者における接遇向上研修
子供から事業者等まで 目的に応じて幅広く普及	施設・設備の適正利用や障害者等の理解促進に向けた普及啓発

目的や対象者に応じて、複数の取組を組み合わせることなどにより、効果的な普及が可能

